

入院費が高額となったときのために
～「限度額適用認定証」のご案内～

○限度額適用認定証とは

事前に保険者に申請しておくことで、ひと月（月の初めから終わりまで）の窓口で支払う金額が自己負担限度額までの支払いとなる制度です。月をさかのぼって申請することはできませんので、お早めにお手続きください。

一度全額支払った後に還付することも可能ですが、あらかじめ限度額適用認定証を申請しておくことで、窓口の支払い金額を抑えることができます。

※食事代、保険外料金（病衣、個室料金、診断書など）は別途費用をいただきます。

○各認定証の申請窓口

保険証の種類	申請窓口
国民健康保険、 後期高齢者保険（住民税非課税）の方	→ 市区町村役場
全国健康保険協会の方	→ 全国健康保険協会（協会けんぽ）
上記以外の方	→ 勤務先の保険証担当部署

○マイナンバーカードの健康保険証利用で限度額適用認定証の申請が不要になる場合があります。

○診療月の翌月 5 日までにご提示がない場合、入院費の負担額をお支払いいただく場合があります。

○ご不明な点は「1 階中央受付 3 番入退院窓口」へご相談ください。

「限度額適用認定証」を事前に 1 階「中央受付 3 番 入退院窓口」へご提出いただければ、ひと月（月の初めから終わりまで）の窓口支払額が下記の限度額までとなります。

○69 歳以下の方

適用区分	限度額		食事代 (1食あたり)
	3回目まで※1	4回目以降※1	
区分ア	$252,600\text{円}+(\text{医療費}-842,000\text{円})\times 1\%$	140,100円	460円
区分イ	$167,400\text{円}+(\text{医療費}-558,000\text{円})\times 1\%$	93,000円	
区分ウ	$80,100\text{円}+(\text{医療費}-267,000\text{円})\times 1\%$	44,400円	
区分エ	57,600円	44,400円	
区分オ	35,400円	24,600円	210円
			160円※2

○70 歳以上の方

適用区分		限度額		食事代 (1食あたり)
		3回目まで※1	4回目以降※1	
現役並み 所得者	区分Ⅲ	$252,600\text{円}+(\text{医療費}-842,000\text{円})\times 1\%$	140,100円	460円
	区分Ⅱ	$167,400\text{円}+(\text{医療費}-558,000\text{円})\times 1\%$	93,000円	
	区分Ⅰ	$80,100\text{円}+(\text{医療費}-267,000\text{円})\times 1\%$	44,400円	
一般	区分Ⅱ (2割負担)	57,600円	44,400円	
	区分Ⅰ (1割負担)	57,600円	44,400円	
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円		210円
				160円※2
	区分Ⅰ	15,000円		100円

※1 過去 12 か月以内での限度額該当回数

※2 過去 12 か月以内に 90 日を超えて入院しており、長期認定を受けた場合

【限度額計算例】

50 歳で月収 35 万円の方が、医療費 60 万円となった場合

$80,100\text{円}+(600,000\text{円}-267,000\text{円})\times 1\%=83,430\text{円}$ +食事代+保険外料金